

第25回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

サイボウズ株式会社

本内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、
当社ウェブサイト (<https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/>)
に掲載することにより、株主の皆さまへご提供しております。

〈目 次〉

【事業報告】

主要な借入先の状況	1
その他企業集団の現況に関する重要な事項	1
会計監査人の状況	1
業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項	3

【計算書類】

連結株主資本等変動計算書	8
連結注記表	9
株主資本等変動計算書	19
個別注記表	20

I. 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	1,200百万円
株式会社三菱UFJ銀行	500百万円
株式会社伊予銀行	500百万円

II. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

III. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	27百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	14百万円
合計	41百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の

合計額	41百万円
-----	-------

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、(1)及び(2)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社のうち才望子信息技术(上海)有限公司及びCybozu Vietnam Co., Ltd.につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるか否かについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意をしております。
4. 当社は公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、ISMAP情報セキュリティ監査ガイドラインにて定義された政府情報システムのためのセキュリティ評価制度における監査業務に対して対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。上記の場合のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

IV. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」を次のとおり決定しております。

当社グループにおける内部統制の基本方針は以下のとおりとする。

以下、「経営者」とは、当社グループ各社の経営にあたる取締役及びそれに準じるものを指す。

【企業理念】

Purpose (存在意義)

チームワークあふれる社会を創る

Culture (文化)

- 理想への共感
- 公明正大
- 多様な個性を重視
- 自立と議論

【信頼を獲得するための行動指針 (Action 5 + 1)】

- (1) 理想への共感
- (2) 公明正大
- (3) 知識を増やす
- (4) 心を動かす
- (5) あくなき探求
- (6) 不屈の心体

(1) コンプライアンスの遵守を確保するための体制

(当社グループにおける職務の執行における法令及び定款との適合性確保のための体制)

- ① 当社グループは、企業理念を実現するため、行動指針を定める。
- ② 経営者は、法令、定款及び行動指針を遵守する。
- ③ 経営者は、当社グループの従業員に対する法令、定款、企業理念及び行動指針に関する教育・啓蒙活動の実施、及び当社グループ内の闊達なコミュニケーションの促進等により、社内環境の整備、意識の浸透及び文化の醸成に努める。
- ④ 当社グループは、相互協力のもと、コンプライアンスの遵守を確保するための体制強化や、コーポレートガバナンスの充実に取り組むものとする。
- ⑤ 当社グループは、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(2) 業務の効率性を確保する体制

(当社グループにおける職務の執行の効率性確保のための体制)

- ① 経営者は、職務分掌、権限、責任を組織職務権限規程等において明確化する。
- ② 当社グループでは、取締役会と経営者（当社役職員のみが取締役となっているグループ子会社では、当社取締役と経営者）が、効率性が失われない範囲内において、相互に牽制できる体制とする。
- ③ 経営者は、取締役会等を通じ、当社取締役に対し、積極的に課題等の共有及び報告を行う。
- ④ 当社グループでは、取締役及び監査役（当社役職員のみが取締役となっているグループ子会社では、当社取締役）は、財務報告とその内部統制に関し、経営者を適切に監督監視する責任を理解し、実行する。

(3) 情報セキュリティの基本方針

(当社グループにおける情報の保存及び管理に関する体制)

- ① 経営者は、情報資産に対し、組織的、人的、物理的、技術的手段を講じて、安全かつ適正な管理、運用を行う。
- ② 経営者は、当社グループ役職員が情報セキュリティの重要性を認識し、高い意識を保持できるよう、必要な教育、研修を実施する。

- ③ 経営者は、関連する諸規程及び管理体制について、随時、評価、見直しを行い、継続的に改善を図る。
- ④ 経営者は、各種情報の重要性の認識を統一し、規程等において各種情報の重要性に応じた管理を実行することにより、効率性を確保しつつ、その安全性を強化する。
- ⑤ 当社情報システム部門、社内情報セキュリティ部門及び内部統制部門は、当社グループの情報セキュリティ管理全般を統括、推進する。また、当社役員はこれを補助する。

(4) リスク管理体制

(当社グループにおける損失の危険管理に関する規程その他の体制)

- ① 経営者は、事業上の重要なリスクを認識・分類・評価し、これに対応する。
- ② 経営者は、事業上の重要なリスクに関しては、経営会議等においてこれを共有、対応策を判断し管理を行う。
- ③ 経営者は、リスク管理に係る規程及び体制並びにその方法について、定期的チェック及び改善を行う。
- ④ 経営者は、企業外部からの情報についても、適切に利用し、取締役、監査役に適切に伝達する。
- ⑤ 経営者は、内部統制に係る開示すべき重要な不備の情報を、取締役会等を通じ、監査役及びその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。
- ⑥ 当社内部統制部門は、当社グループのリスク管理全般を統括、推進する。また、役員はこれを補助する。

(5) 監査役監査の実効性確保

(当社グループにおける当社監査役への報告に関する体制及び監査役の監査の実効性確保のための体制)

- ① 経営者は、取締役会等において当社監査役に対し業務報告を行う。
- ② 経営者は、その他、随時重要事項発生時には、当社監査役に迅速に状況報告を行う。
- ③ 当社グループの役職員は、当社監査役への報告会において当社監査役に対し業務報告を行う。内部通報制度等により当社グループの役職員から当社監査役に報告すべき事項を認識したものは、当社常勤監査役に対し、当該事項を報告する。経営者は、業務報告をしたことにより、当該役職員が不利益な扱いを受けないよう配慮する。

- ④ 当社では、監査役の半数以上は社外監査役とする。
- ⑤ 当社監査役は、監査がより実効的となるよう内部監査部門、監査法人等と積極的な情報交換を行い、連携を図る。
- ⑥ 当社では、監査役から要求があった場合、経営者は監査役と協議して監査業務を補助する従業員を決定し、当該従業員は、経営者から独立して、監査役の指揮命令に従う。経営者は、監査業務を補助したことにより当該従業員が不利益な扱いを受けないよう配慮する。
- ⑦ 当社では、監査役の職務に係る費用について、監査役の請求に基づき当社が負担する。

(6) 当社グループにおける業務の適正確保体制

(当社グループにおける業務の適正性確保のための体制)

- ① 当社は、グループ子会社の取締役として、当社役職員1名以上を派遣し、常に経営状況を把握する。
- ② グループ子会社では、当社役職員のみが取締役となっている場合を除き、「取締役会」及び「監査役」を必ず設置する。
- ③ 当社は、子会社役職員と協力して、定期的の子会社内部監査（グループ監査）を実施し、重要な事項については、当社の取締役会に報告する。
- ④ 当社グループでは、当社とグループ子会社、及びグループ子会社間における取引は、社会規範に照らして適切な取引でなければならないものとする。
- ⑤ 当社グループにおける不正を防止するため、内部通報制度を導入し、当社グループ役職員からの通報を積極的に受け付け、当社内部通報委員会がこれに対応するものとする。なお通報者に対しては通報したことにより、不利益な扱いを受けないよう配慮する。
- ⑥ 経営者は、従業員等に職務の遂行に必要な手段や訓練等を提供し、従業員等の能力を引き出すことを支援する。

(7) 財務報告の基本方針

(当社グループにおける財務報告の基本方針)

- ① 経営者は、日本国において一般に公正妥当と認められる諸規則に準拠した財務報告を行うために、財務報告に係る内部統制システムを構築し、財務報告の信頼性を確保する。
- ② 当社の財務部門責任者は、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを主管し、重要な勘定科目と財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を監査法人と協議の上決定する。
- ③ 経営者は、当社グループの財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を、リスク評価を実施の上、文書化し、その運用を監査する。

2. 上記1.の体制の運用状況

当社は、1.に掲げた体制の整備を行い、「内部統制規程」や「内部統制規則」等、コンプライアンスに係る社内規程を作成し社内での公開をし、随時評価・見直しを実施しております。

取締役会、経営会議及びその他の重要な会議においては、継続的に子会社も含めた当社グループの経営上のリスクの識別及び分析を実施し、その対応策について検討しております。毎月開催される取締役会には、社外監査役3名も出席し取締役から業務報告を受けるほか、内部監査部門から社外監査役への定期的な業務報告も行われており、適切に経営リスクを把握した経営監視が行われております。さらに、取締役と各本部の本部長が原則週1回会議を開催し、部門の垣根を越えて積極的に課題の共有及び業務の報告を行い、その議事録はインサイダー情報やプライバシー情報等を除き社外監査役及び全社員に共有されております。

当社では、すべての新入社員に対して、インサイダー規制や情報セキュリティルールに関する教育を実施しております。

さらに、当社グループのセキュリティ施策を強力に推進するために設置したセキュリティ室を中心に、社内情報セキュリティを専門的に取り扱う会議体（Cybozu Security Meeting）と連携して、当該ルールについて今まで以上に迅速な起案・整備・運用・啓蒙を実施しております。また、海外拠点への情報セキュリティに関する教育を実施し、当社グループ全体の情報セキュリティの強化に努めております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	613	976	5,128	△1,800	4,919
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△504		△504
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			551		551
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	47	△0	47
当 期 末 残 高	613	976	5,175	△1,800	4,966

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,419	67	1,486	6,405
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△504
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				551
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△209	128	△81	△81
当 期 変 動 額 合 計	△209	128	△81	△34
当 期 末 残 高	1,209	195	1,405	6,371

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

サイボウズ・ラボ株式会社
才望子信息技术（上海）有限公司
Cybozu Vietnam Co., Ltd.
Kintone Corporation
KINTONE AUSTRALIA PTY LTD

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

KINTONE SOUTHEAST ASIA SDN. BHD.

連結の範囲から除いた理由

KINTONE SOUTHEAST ASIA SDN. BHD.は、2021年10月に設立し現在営業開始に向けた準備段階であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 0社

持分法適用関連会社であったタイムコンシェル株式会社の株式を一部売却したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

①非連結子会社

KINTONE SOUTHEAST ASIA SDN. BHD.

②関連会社

株式会社ジェイヤド
タイムコンシェル株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰

余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日が、連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名 KINTONE AUSTRALIA PTY LTD 決算日6月30日

連結計算書類の作成にあたって決算日の差異が3か月を超えることから、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・時価のある有価証券

連結決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のない有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産

・仕掛品

主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

・原材料及び貯蔵品

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

・建物…5～18年

・工具、器具及び備品…3～15年

②無形固定資産

- ・市場販売目的ソフトウェア 見込販売可能期間（12ヶ月）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。
- ・自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく均等償却によっております。
- ・その他の無形固定資産 定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 返品調整引当金 将来の返品による損失に備えるため、該当売上高に対する返品見込み率に基づき、返品損失の見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約
工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）
- ②その他の請負契約及び重要性が低い請負契約
工事完成基準

(5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606) を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中です。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」に関する金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「破産更生債権等」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の「投資その他の資産」の「その他」に含まれる「破産更生債権等」は1百万円あります。

連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「還付消費税等」及び「助成金収入」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の「営業外収益」の「その他」に含まれる「還付消費税等」は4百万円、「助成金収入」は1百万円あります。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前) 872百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異等に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、会社分類の妥当性、将来の課税所得の充分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングに用いられる仮定に依存します。課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、そこでの主要な仮定は、過年度の実績と市場傾向を勘案して見積もった売上予測であります。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響については、現時点では軽微であると考えております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

確定拠出制度の導入

当社の連結子会社であるKintone Corporationは、当連結会計年度より退職給付に関し確定拠出制度を導入しております。

この導入に伴い、販売費及び一般管理費の「退職給付費用」が23百万円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 4,010百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 52,757,800株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2021年3月28日 定時株主総会	普通株式	504	11.00	2020年12月31日	2021年3月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2022年3月26日 定時株主総会	普通株式	550	利益剰余金	12.00	2021年12月31日	2022年3月28日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

当連結会計年度末において、新株予約権の目的となる株式はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

また、資金調達が必要な場合には、新株発行や銀行借入、社債発行等を検討してまいります。

なお、デリバティブ取引は、現在行っておりません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃借時に差し入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金に必要な資金調達を目的としたものであり、返済期日は1年以内であります。資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、営業関連部門において取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて定期的な取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や市況、発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る金利リスク及び流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達時には、金利の変動動向の確認又は他の金融機関との金利比較を行っております。また、入出金の情報を確認し、定期的に資金繰表を作成することによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2. 参照)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,805	4,805	－
(2) 受取手形及び売掛金	2,900	2,900	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,756	1,756	－
(4) 敷金及び保証金	874	876	1
資産計	10,336	10,338	1
(1) 短期借入金	2,200	2,200	－
(2) 未払金	1,445	1,445	－
(3) 未払法人税等	299	299	－
(4) 前受金	2,573	2,573	－
負債計	6,518	6,518	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産 (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しております。

負債 (1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 前受金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	
投資事業有限責任組合出資金	144
非上場株式	51

これらについては、市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから前頁の表には含めておりません。

(注) 3. 一定の期間に区分した金額

金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,805	—	—	—
売掛金	2,900	—	—	—
合計	7,705	—	—	—

※敷金及び保証金874百万円については、償還予定額が見込めないため、上表には含めておりません。

短期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	2,200	—	—	—	—	—

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 138円88銭
- 1株当たり当期純利益 12円03銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算 差 額 等	純 資 産 計 合
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		資本準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	613	976	4,361	△1,800	4,152	1,419	5,571
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△504		△504		△504
当 期 純 利 益			226		226		226
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					-	△209	△209
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△277	△0	△277	△209	△487
当 期 末 残 高	613	976	4,084	△1,800	3,874	1,209	5,084

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のない有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

・貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

・建物…5～18年

・工具、器具及び備品…3～15年

(2) 無形固定資産

① 市場販売目的ソフトウェア

見込販売可能期間（12ヶ月）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。

② 自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく均等償却によっております。

③ その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

4. 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準
- | | |
|---------|---|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 返品調整引当金 | 将来の返品による損失に備えるため、該当売上高に対する返品見込み率に基づき、返品損失の見込額を計上しております。 |
6. 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約
工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の請負契約及び重要性が低い請負契約
工事完成基準
7. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前） 872百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異等に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、会社分類の妥当性、将来の課税所得の充分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングに用いられる仮定に依存します。課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、そこでの主要な仮定は、過年度の実績と市場傾向を勘案して見積もった売上予測であります。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響については、現時点では軽微であると考えております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	3,875百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	80百万円
長期金銭債権	606百万円
短期金銭債務	637百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	
売上高	130百万円
販売費及び一般管理費	748百万円
営業取引以外の取引高	89百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,879,469株	29	—	6,879,498株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加29株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	728百万円
投資有価証券評価損	9百万円
関係会社株式評価損	1,794百万円
未払費用損金不算入	108百万円
未払事業税損金不算入	26百万円
貸倒引当金繰入超過額	191百万円
資産除去債務	67百万円
その他	9百万円
繰延税金資産 小計	2,934百万円
評価性引当額 (注) 1	△2,062百万円
繰延税金資産 合計	872百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△522百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△25百万円
繰延税金負債 合計	△547百万円
繰延税金資産 純額	324百万円

(注) 1. 評価性引当額が670百万円増加しております。この増加の主な内容は、関係会社株式評価損に係る評価性引当額を644百万円追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.29%
住民税均等割	1.21%
評価性引当額の増減額	60.19%
税額控除	△12.44%
その他	△0.25%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	79.63%

(関連当事者との取引に関する注記)**子会社及び関連会社等**

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	才望子信息技術 (上海)有限公司	所有 直接100%	役員の兼任	開発業務 委託（注1）	235	未払金	523
子会社	Kintone Corporation	所有 直接100%	役員の兼任	資金の貸付 (注2.3.4)	-	長期貸付金	606
				利息の受取 (注2)	9	流動資産 「その他」	10
				増資の引受 (注5)	2,038	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 開発業務委託の価格その他取引条件は、市場価格等を勘案してその都度検証の上、決定しております。
2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
3. Kintone Corporationへの長期貸付金に対し、606百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において60百万円を貸倒引当金繰入額に計上しております。
4. 上記の取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。
5. Kintone Corporationの増資を引き受けたものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 110円83銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 4円94銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。